

水産関係民間団体事業補助金交付要綱

平成10年4月8日付け10水漁第945号
農林水産事務次官依命通知
最終改正 令和2年3月27日付け元水港第1777号

(通則)

第1 水産関係民間団体事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要領に基づいて行う事業（以下「補助事業」という。ただし、韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業、沖縄漁業基金事業及び水産業競争力強化緊急事業にあっては「基金事業」という。以下同じ。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、全国共済水産業協同組合連合会、一般財団法人日本鯨類研究所、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構、太平洋小型さけ・ます漁業協会、水産資源調査・評価推進事業共同実施機関、一般財団法人日韓・日中協定対策漁業振興財団、公益財団法人沖縄県漁業振興基金、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構、公益財団法人水産物安定供給推進機構、漁業信用基金協会、公益財団法人農林水産長期金融協会、全国漁業協同組合連合会、日本かつお・まぐろ漁業協同組合、一般社団法人日本トロール底魚協会、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国産水産物流通促進センター、水産庁長官が別途定める公募要領により応募した者の中から選定された団体（以下「民間団体等」という。）及び水産庁長官が適当と認める者（以下「補助事業者」という。）が行う別表1に掲げる事業を実施するために必要な経費のうち、補助金（交付金を含む。以下同じ。）の交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表1に掲げるところによる。

(流用の禁止)

第3 別表2の区分の欄に掲げる補助金を相互に流用してはならない。

(申請手続)

第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、水産庁長官が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 大臣は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第8 補助事業者は、補助事業又は基金事業（以下「補助事業等」という。）の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止に関する申立書の提出を求めるることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書正副2部を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業等に要する経費の配分の変更をしようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができます。

(軽微な変更)

第10 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 別表1の重要な変更の欄に掲げる変更

(2) 別表2の経費の欄に掲げる経費の相互間の増減

(事業遅延の届出)

第11 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業等が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業等の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12 補助事業者は、補助事業の交付決定のあった年度の12月31日現在において、別記様式第4-1号により遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の1月末までに大臣に提出しなければならない。

ただし、第13で定める別記様式第4-3号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(補助金の支払)

第13 補助金の支払は精算払とする。ただし、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に規定する協議が調い、かつ、補助事業者からの請求により、必要と認められる金額については、別記様式第4－2号又は別記様式第4－3号による概算払請求書により概算払をすることができる。

(基金の支払)

第14 補助事業者は、韓国・中国等外国漁船操業対策基金、沖縄漁業基金及び水産業競争力強化基金（以下「基金」という。）の支払を受けようとするときは、別記様式第5号による支払請求書正副2部を大臣に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第15 補助事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（漁業人材育成総合支援事業にあっては、翌年度の4月以降に国が補助事業者に補助金を支出しない場合に限り、補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の6月30日）までに、実績報告書正副2部を大臣に提出しなければならない。

2 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(基金事業の実績報告)

第16 補助事業者は、基金の造成が完了したときは、その日から、10日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第8号による基金造成完了報告書正副2部を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17 大臣は、第15第1項又は第16の規定による報告を受けた場合には、その職員に実績報告書又は基金造成完了報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行わせ、その報告に係る補助事業等の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 民間団体等は、実施要領第8の規定により、補助金等を国に返納する場合には、別記様式第9号により、当該返納に係る額を、大臣の承認を受けて、国庫に返納しなければならない。

(特許権等の取得報告等)

第18 補助事業者は、補助事業等の結果得られた技術開発が特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権（以下「特許権等」という。）の対象となるときは、遅滞なく当該特許権等を取得するための手続をとるとともに、別記様式第10号の特許権等出願届出書正副2部を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく別記様式第11号の特許等取得届出書正副2部を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の規定により取得した特許権等の利用又は処分する場合の手続については、水産長官が別に定めるところによる。

(交付決定の取消等)

第19 大臣は、第9第1項第3号の規定による補助事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第17第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第20 補助事業者は、補助対象経費（補助事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付せることがある。

(財産の処分の制限)

第21 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

4 前項の承認による処分については、第20第2項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第22 補助事業者は、補助事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業等の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに、補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第12号の財産管理台帳その他関係書類を整備して保管しなければならない。

(交付決定額の下限)

第23 交付決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、水産長官が特に必要と認めるものに対して交付するとき及び交付先の選定を公募により行うときは、この限りでない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第24 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、第4から第22まで（第14及び第16を除く。）の規定に準ずる条件を付さなければならない。

（基金の基本的事項の公表）

第25 補助事業者は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、定期的な見直しの時期及び基金事業の目標を基金造成後速やかに公表しなければならない。

（基金の額及び基金事業の実施状況報告）

第26 補助事業者は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、貸付け等を行う基金事業にあっては貸付け等の残高、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠及び基金事業の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やかに大臣に報告しなければならない。

（使用見込みの低い基金の返納）

第27 補助事業者は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

（基金の区分経理等）

第28 補助事業者は、基金事業の経理について、他の基金及び基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

（基金の他用途使用の禁止）

第29 基金は、実施要領の別表に掲げる各基金事業の事業内容以外の用途に使用してはならない。

（基金の運用方法）

第30 基金の運営は、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うものとする。

（基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件）

第31 補助事業者は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、第4から第22まで（第14及び第16を除く。）及び第29の規定に準ずる条件を付さなければならない。

（基金運営に関する監督・指導）

第32 国は、基金事業を適切かつ効率的に実施するため、基金管理団体に対し、基金に関する基準に基づき、当該基金事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うものとする。

附 則

- 1 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - (1) 水産資源保護事業費補助金交付要綱（昭和38年5月14日付け38水漁第3245号農林事務次官依命通知）
 - (2) 栽培漁業振興施設整備費補助金交付要綱（昭和48年8月17日付け48水研第110号農林事務次官依命通知）
 - (3) 漁場油濁被害対策費補助金交付要綱（昭和50年7月17日付け50水研第939号農林事務次官依命通知）
 - (4) 漁業新技術開発事業費補助金交付要綱（昭和58年6月20日付け58水研第653号農林水産事務次官依命通知）
 - (5) 漁業振興事業費補助金交付要綱（昭和60年9月5日付け60水研第1108号農林水産事務次官依命通知）
 - (6) 栽培漁業事業化総合推進事業費補助金交付要綱（昭和61年4月24日付け61水研第1302号農林水産事務次官依命通知）

- (7) 特定海域栽培漁業定着強化事業費補助金交付要綱（平成2年6月7日付け2水振第1193号農林水産事務次官依命通知）
- (8) 沖縄県水産業活性化構造改善特別対策事業費補助金交付要綱（平成4年4月9日付け4水振第1255号農林水産事務次官依命通知）
- (9) 沿岸地域流通加工機能強化対策事業費補助金交付要綱（平成6年6月23日付け6水漁第1855号農林水産事務次官依命通知）
- (10) 沿岸漁業活性化構造改善事業費補助金交付要綱（平成6年6月23日付け6水振第3号農林水産事務次官依命通知）
- (11) 内水面漁業振興施設整備事業費補助金交付要綱（平成6年6月23日付け6水振第1027号農林水産事務次官依命通知）
- (12) 漁場環境評価メッシュ図作成等事業費補助金交付要綱（平成6年7月13日付け6水研第199号農林水産事務次官依命通知）
- (13) 水產物流通加工基盤強化対策事業費補助金交付要綱（平成8年5月10日付け8水漁第638号農林水産事務次官依命通知）
- (14) 漁況海況情報サービス費補助金交付要綱（昭和47年7月31日付け47水調第543号農林事務次官依命通知）

2 平成9年度予算に係る、廃止前の地域漁業活性化構造改善事業実施要領（平成6年6月23日付け6水振第4号農林水産事務次官依命通知）に基づく地域漁業活性化構造改善事業、同美しいむらづくり対策事業実施要領（平成9年4月1日付け9水振第284号農林水産事務次官依命通知）に基づく美しいむらづくり対策事業、同漁港高度利用活性化対策事業実施要領（平成9年4月1日付け9水港第541号農林水産事務次官依命通知）に基づく漁港高度利用活性化対策事業、同沿岸地域流通加工機能強化対策事業実施要領（平成6年6月23日付け6水漁第1854号農林水産事務次官依命通知）に基づく沿岸地域流通加工機能強化対策事業、同水產物流通加工基盤強化対策事業等実施要領（平成8年5月10日付け8水漁第639号農林水産事務次官依命通知）に基づく水產物流通加工基盤強化対策事業、同内水面活性化総合対策事業実施要領（平成6年6月23日付け6水振第1023号農林水産事務次官依命通知）に基づく内水面活性化総合対策事業、同さけ・ます増殖振興施設整備事業実施要領（平成6年6月23日付け6水振第1022号農林水産事務次官依命通知）に基づくさけ・ます魚道整備事業及び同栽培漁業振興施設整備事業実施要領（昭和48年8月17日付け48水研第111号農林事務次官依命通知）に基づく栽培漁業総合振興基盤整備事業であって、その実施が平成10年度以降に繰り越されたものについては、沿岸漁業活性化構造改善事業費補助金交付要綱、沿岸地域流通加工機能強化対策事業費補助金交付要綱、水產物流通加工基盤強化対策事業費補助金交付要綱、栽培漁業振興施設整備費補助金交付要綱及び内水面漁業振興施設整備事業費補助金交付要綱は、1の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

- 3 平成13年度補正予算に係る改正前の別表1の3の（2）の5の（3）に規定する離職者等漁業就労支援対策事業費については、なお、従前の例によることとする。
- 4 平成14年度予算に係る改正前の別表1の3の（2）の5の（3）に規定する離職者等漁業就労支援対策事業費については、なお、従前の例によることとする。
- 5 平成17年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 6 平成19年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 7 平成20年度予算に係る改正前の別表1の2の（1）のイの（オ）に規定する養殖用飼料高騰緊急対策事業及び2の（1）のオの（イ）に規定する余剰施設処理支援費については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 平成21年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 2 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - (1) 国際漁業関係操業秩序維持推進事業費補助金交付要綱（平成20年3月31日付け19水管第2694号農林水産事務次官依命通知）
 - (2) 漁場機能維持管理事業費補助金交付要綱（平成21年5月29日付け21水管第483号農林水産事務次官依命通知）
 - (3) 鯨類捕獲調査円滑化事業費補助金交付要綱（平成21年3月27日付け20水管第2659号農林水産事務次官依命通知）
 - (4) 魚価安定基金造成事業費等補助金交付要綱（平成14年4月1日付け13水漁第2806号農林水産事務次官依命通知）

附 則

平成22年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。

附 則

平成23年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。

附 則

この通知は、平成24年11月30日から施行する。

附 則

この通知は、平成25年2月26日から施行する。

附 則（平成25年5月16日付け25水港第191号）

- 1 平成24年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 2 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - (1) 中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金交付要綱（平成17年4月1日付け16水漁第2542号農林水産事務次官依命通知）
 - (2) 漁協経営基盤強化推進事業費補助金交付要綱（平成22年3月30日付け21水漁第2962号農林水産事務次官依命通知）
 - (3) 漁協資金融通円滑化事業費補助金交付要綱（平成22年3月30日付け21水漁第2973号農林水産事務次官依命通知）
- 3 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年2月6日付け25水港第2653号）

この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附 則（平成26年3月20日付け25水港第3060号）

- 1 平成25年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 2 漁業運転資金融通円滑化対策費補助金交付要綱（平成15年1月30日付け14水漁第2318号農林水産事務次官依命通知）（以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月3日付け26水港第2786号）

この通知は、平成26年12月3日から施行する。

附 則（平成27年2月3日付け26水港第3237号）

- 1 この通知は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 平成26年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 3 この通知の施行の際、既に造成された扱い手代船取得支援リース助成基金、防除清掃費助成事業資金、防除費準備預金、有害生物漁業被害防止総合対策基金、国産水産物需給変動調整事業助成資金及び新規就業者対策基金については、第25から第31までの規定に準じて管理・運営するものとする。

附 則（平成27年4月9日付け26水港第4029号）

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。

附 則（平成27年9月28日付け27水港第2061号）

この通知は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年1月20日付け27水港第2616号）

- 1 この通知は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 平成27年度予算に係るこの通知による改正前の要綱の規定は、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日付け27水港第3192号）

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱による平成27年度予算に係る規定は、なお従前の例による。
- 3 無保証人型漁業融資促進事業補助金交付要綱（平成23年3月31日付け22水漁第2458号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 4 この通知の施行の際、既に造成されている扱い手代船取得支援リース助成基金、防除清掃費助成事業資金、防除費準備預金、有害生物漁業被害防止総合対策基金、国産水産物需給変動調整事業助成資金及び新規就業者対策基金については、第8の規定に準じて運営するものとする。

附 則（平成28年10月11日付け28水港第2193号）
この通知は、平成28年10月11日から施行する。

- 附 則（平成29年3月28日付け28水港第3255号）
- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
 - 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている平成28年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。
 - 3 この通知の施行の際、既に造成されている損失及び買取資金貸付事業資金については、第8及び第25から第31までの規定に準じて管理・運営するものとする。

附 則（平成30年2月1日付け29水港第2486号）
この通知は、平成30年2月1日から施行する。

- 附 則（平成30年3月28日付け29水港第3091号）
- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
 - 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている平成29年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

- 附 則（平成31年3月28日付け30水港第3192号）
- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
 - 2 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、この通知の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
(1) 漁業経営基盤強化金融支援事業費補助金交付要綱（平成28年3月29日付け27水漁第1896号農林水産事務次官依命通知）
(2) 漁業関係資金利子助成事業費補助金交付要綱（平成28年3月29日付け27水漁第1904号農林水産事務次官依命通知）
(3) 漁業経営維持安定資金利子補給等補助金交付要綱（昭和56年5月7日付け56水漁第2269号農林水産事務次官依命通知）
(4) 漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業補助金交付要綱（平成29年9月1日付け22水漁第2454号農林水産事務次官依命通知）
 - 3 この通知による改正前の要綱により行うこととされている平成30度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

- 附 則（令和2年1月30日付け元水港第1695号）
- 1 この通知は、令和2年1月30日から施行する。
 - 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている平成30度予算に係る水産物輸出拡大連携推進事業については、なお従前の例による。

- 附 則（令和2年3月27日付け元水港第1777号）
- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
 - 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている令和元年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

別表 1 (第2、第3、第10の関係)

分類	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更
1. 水産資源の回復	<p>1. 國際的水産資源管理等促進事業費</p> <p>(1) 政府間協定等に基づく民間協議費</p> <p>民間団体等が、我が国周辺諸国等の民間団体との間における民間協定の所要の見直し等を行うための交渉、我が国及び我が国周辺諸国等の関係水域（以下「関係水域」という。）における操業上の諸問題への対処を検討するための協議、事故・紛争の早期解決及び未然防止に関する協議並びに事故発生の際の現地調査及び我が国漁業者に対する関係水域における操業手引書の作成並びに事故の未然防止に関する指導を行うために必要な経費</p> <p>(2) 國際漁業戦略的連携促進事業費</p> <p>米国、EU等の主要国の漁業政策や、主要国が各地域漁業管理機関（RFMO）又は関係国に対して実施しようとする措置の動向を含むIUU（違法・無報告・無規制）漁業対策等に関する情報収集・分析及び水産資源の持続的な利用に対する国際的な理解を深め、違法漁業防止寄港国措置協定（PSM協定）への加入促進を含むIUU漁業対策に係る共通の立場を醸成するため、国際会議等において情報発信及び働きかけを行うために必要な経費</p>	定額	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減	
	<p>2. 水産資源調査・評価推進事業費</p> <p>(1) 資源量推定等高精度化推進事業費</p> <p>資源量推定等の精度向上を図るため、主要水産資源について海洋環境等に起因する加入量変動や産卵場形成等のメカニズム解明等を行うために要する経費</p> <p>(2) 國際水産資源動態等調査解析事業費</p> <p>かつお・まぐろ類等の資源評価精度向上のため、海洋環境の変動、漁業環境の変化による水産資源への影響等を調査し、資源変動メカニズム及び中長期的な資源動態の調査・解析等に要する経費</p> <p>(3) 人工衛星・漁船活用型漁場形成情報等収集分析事業費</p> <p>人工衛星による表面水温等の収集、協力漁船による漁場下層水温データ及び水揚地の漁獲等情報の収集強化等を行うために要する経費</p> <p>(4) さけ・ます類分布回遊動向調査事業費</p> <p>さけ・ます類の調査研究を推進するため、最新技術の導入及び活用により、漁船による漁法の漁獲能力の試験等や試験操業により生物特性を把握するとともに、漁獲効率等の検証を行うために要する経費</p> <p>(5) 持続的利用調査等事業費</p> <p>鯨類資源の資源評価等を行うために要する次に掲げる経費</p> <p>ア 調査経費</p> <p>南極海及び北西太平洋における非致死的調査等に要する経費</p> <p>イ 連携調査事業費</p> <p>母船式捕鯨からの科学的数据の収集及び残渣の有効活用の検討等に要する経費</p> <p>ウ 情報収集・発信等事業費</p> <p>国内外の研究機関等との連携強化及び調査結果、鯨関連文化等に関する出版物の作成、広報活動等に要する経費</p> <p>エ 鯨類資源等持続的利用国際推進事業費</p> <p>南極海及び北西太平洋における鯨類科学調査を含む鯨類資源管理に関する我が国の立場について、国際社会の理解を深めるため、国内外の関係者、専門家等が参加する会合の開催、諸外国への専門家の派遣等を行うために必要な経費</p> <p>(6) 持続的海洋水産資源利用体制確立事業費</p>	定額 定額 1/2以内 定額 定額 定額 定額 定額 定額	1. 経費の欄に掲げる(1)から(6)までの経費の相互間における経費の増減 2. 経費の欄に掲げる(5)のアの経費と(5)のアの経費以外の(5)の経費の相互間における経費の30%を超える増減	

	マグロ入漁、CITES、IWCその他漁業・環境関係の交渉の場において、持続的利用支持国との協力関係を強化するために、海洋水産資源の持続的利用に対する日本支持国又は今後支持することが見込まれる国を対象に、関係施策を所管する政府機関等に対するエージェントの派遣及びこれら対象国と我が国の漁業者との間で意見交換等のワークショップを開催する取組等に必要な経費		
3. 漁業取締体制整備推進事業費	定額	経費の欄に掲げる (1) 及び (2) の 経費の相互間にお けるそれぞれの経 費の 30%を超える 増減	
(1) 船舶職員養成確保修学資金貸与事業費 将来、水産庁船舶職員への就業を志す学生に対し修学資金を貸与するために要する経費			
(2) 船舶職員育成支援対策事業費 将来、水産庁船舶職員への就業を志す学生等に対し漁業取締に関する知識や実践的な技術を習得するための講義や研修を実施するために要する経費			
4. EEZ内資源・漁獲管理体制強化事業費	定額		
(1) 資源管理指針 計画体制高度化事業費 ア 資源管理計画等の評価・検証、その結果等を踏まえた計画の高度化等を検討するための漁業者協議会並びに資源管理計画等の内容及び関連情報を漁業者等へ普及するための講習会の開催等に要する経費 イ 資源管理計画等の高度化に関する調査事業費 資源管理計画等の適切な評価・検証及び高度化を推進するため、資源管理措置に関する科学的な調査・分析、調査計画の策定、分析結果の検討等を行う検討会の開催等に要する経費			
(2) IQ方式実証調査事業費 IQ（個別漁獲割当）方式又はIQ方式と他の方式を組み合わせた管理措置に関し、導入事例を対象とした管理措置の効果の検討や、導入に向けた課題の抽出と改善方策を検証するために必要な検討会の開催及び調査・分析等に要する経費			
(3) 太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業費 国際的に合意された太平洋クロマグロの資源管理措置を遵守するため、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しい定置網漁業における混獲回避に要する次に掲げる経費 ア 漁具改良事業費 仕切り網の設置、魚捕部の改良、入網状況を把握するための装置の開発等の太平洋クロマグロの混獲回避のための漁具改良を行うのに要する経費 イ データ収集事業費 定置網の漁獲データを環境の異なる複数の地域で収集するとともに、水中カメラ等を設置して魚群行動の観察等を行うのに要する経費 ウ データ分析・検証事業費 太平洋クロマグロ漁獲抑制対策に係るデータの分析を行うとともに、関係者（又は専門家）による検討会を開催し、実用化に向けた検討を行うのに要する経費			
(4) さけ・ます等栽培対象資源対策事業費 ア 種苗放流による広域種の資源造成効果・負担の公平化検証事業費 複数の都道府県の漁業者が利用する共通資源であつて、早急な資源回復が求められており、関係者間の放流経費の負担等の調整が困難なトラフグ等の広域種について、資源管理と連携した種苗放流の効果の検証や負担の公平化に係る検討に要する次に掲げる経費 (ア) 資源造成事業費 トラフグ等について、各海域栽培漁業推進協議会が策定した、効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画（広域プラン）に基づき、資源管理と連携した適地での集中的な放流や県域を越えた適地放流等の効果的な資源造成の実証に要する経費	1／2以内	1. 経費の欄に掲げ るアの(イ)の経 費から(ア)の経 費への30%を超 える増 2. 経費の欄に掲げ るアの(ア)の経 費から(イ)の経 費への増	

(イ) 資源造成効果・負担の公平化検証事業費 (ア) の事業の効果を詳細に把握するため、市場調査等のモニタリング調査を実施するとともに、遺伝子による親子判別技術を用いて、種苗放流による効果や放流後の移動状況等を検証し、その結果を踏まえ、種苗放流に係る負担の公平化に向けた適切な費用負担の体制づくりを図り、資源造成・回復効果の高い手法や対象魚種の重点化に要する経費	定額		
イ さけ・ます放流体制緊急転換事業費 さけ・ます放流体制緊急転換事業を行うのに要する次に掲げる経費 (ア) 放流体制転換調査費 ふ化場の種苗生産能力に応じた放流体制の転換を図るため、さけ・ます種苗の試験放流及び放流環境の調査等に要する次のa及びbに掲げる経費 a 種苗購入費 b a以外の経費 (イ) 放流体制検討協議会費 効果的に放流体制を転換するとともに、広域的な放流費用の負担の調整を図るための放流体制検討協議会の開催に要する経費 (ウ) 回帰親魚調査費 河川に回帰したサケの耳石を調べ、耳石温度標識コードと照合し、放流効果を把握する調査等に要する経費 (エ) ふ化放流技術の普及促進費 効果的な放流方法等のふ化放流技術について、技術普及を行う者を対象地域に派遣し、ふ化場への普及の促進に要する経費	1／2以内 定額 定額 定額	1. 経費の欄に掲げる(ア)のaの経費からそれ以外の経費への増 2. 経費の欄に掲げる(ア)から(エ)までの経費の相互間における経費の30%を超える増減	
5. 養殖業成長産業化推進事業費 (1) 養殖業成長産業化行動計画策定事業費 ア 成長産業化行動計画策定協議会運営事業費 養殖業成長産業化推進協議会及び関係部会（以下の(1)において「協議会等」という。）、その他協議会等の運営に必要な会議の開催に要する経費、協議会等の運営を効率的かつ適確に実施するために必要な専門家の派遣に要する経費 イ 成長産業化行動計画策定事業費 (ア) 成長産業化行動計画策定支援事業費 協議会等が成長産業化行動計画の策定に必要な調査・分析や情報共有を行うための経費 (イ) 戦略的養殖品目別行動計画策定支援事業費 戦略的養殖品目別行動計画の策定を行うために必要となる戦略的養殖品目別の国内外の市場等の調査・分析や情報共有を行うための経費	定額	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の30%を超える増減	
(2) 日本真珠国際競争力強化推進事業費 ア 連携強化推進事業費 真珠産業連携強化協議会及び関係部会等（以下の(2)において「協議会等」という。）の設置及び開催に必要な経費 また、協議会等の運営を効率的かつ的確に実施するための専門家の派遣に要する経費並びに協議会等が行動計画の進捗状況及び内容の更新を検討するために必要となる資料収集・分析等に必要な経費 イ 日本ブランド構築重点課題支援事業費 真珠の品質基準に関する事例収集、真珠の品質検査・管理システムの設計、真珠の生産情報の調査その他関連する調査に必要な経費 ウ 次世代中核的人材支援事業費 協議会等が認定した真珠産業の次世代を担う中核的人材の活動に要する経費	定額	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における経費の30%を超える増減	
6. 内水面漁場・資源管理総合対策事業費 (1) やるぞ内水面漁業活性化事業費 ア 内水面漁場管理検討協議会運営事業費	定額	1. 経費の欄に掲げる(1)及び(2)	

			の経費の相互間における経費の増減
		2. 経費の欄に掲げる(2)のア及びイの(ア)以外の経費からア及びイの(ア)の経費への増	
		3. 経費の欄に掲げる(2)のア及びイの(ア)の経費からア及びイの(ア)以外の経費への30%を超える増	
	定額		
(1) 内水面漁場管理実態調査分析事業費			
イ 内水面漁場管理実態調査分析事業費			
広域的な内水面漁場管理や内水面漁業活性化の方策の検討及びウの取組の支援対象団体を選定するための協議会等の開催並びに専門的な知見を有する者の協議会等への派遣等に要する経費			
ウ 先進的内水面漁場管理推進事業費			
アの取組において選定した内水面漁場管理等のモデルとなる先進的な取組に要する経費			
(2) 内水面水産資源被害対策事業費			
ア 事業効果検証体制等構築検討事業費			
イ及びウの取組をPDCAサイクルに基づき円滑かつ効果的に実施するための検討会又は協議会の開催等に要する経費			
イ 広域連携カワウ・外来魚被害管理対策事業費			
内水面生態系に影響を及ぼすカワウ・外来魚被害防止対策を行うのに要する経費のうち、次に掲げる経費			
(ア) カワウ緊急駆除対策費	定額		
内水面水産資源に食害等を及ぼすカワウ等について緊急的・広域的に行う生息状況等調査、駆除及び繁殖抑制に要する経費			
(イ) 広域連携カワウ被害防止対策費	1/2以内		
広域的に行う内水面水産資源に食害等を及ぼすカワウ等の追払等に要する経費			
(ウ) 広域連携外来魚被害軽減対策費	1/2以内		
緊急的・広域的に行う外来魚の漁具等を使用した捕獲駆除並びに駆除した外来魚の回収及び処理等に要する経費			
ウ 生態系の保全に係る実践活動費	1/2以内		
内水面生態系の保全に係る実践活動を行うのに要する経費のうち、次に掲げる経費			
(ア) 実践活動等啓発普及費			
内水面利用者や地域住民の内水面生態系の復元・保全について理解と協力を促進するための啓発普及活動に要する経費			
(イ) 実践活動推進費			
魚道や天然産卵床等の機能維持といった内水面水産資源の生育環境改善の取組などの実践活動に要する経費			
(3) ウナギ等資源回復推進事業費			
ウナギ等資源回復推進事業を行うのに要する次に掲げる経費		1. 経費の欄に掲げるア(ア)の経費からア(イ)の経費への30%を超える増	
ア 民間活動推進支援事業費		2. 経費の欄に掲げるア(イ)の経費からア(ア)の経費への増	
日本と中国、台湾及び韓国等との生産者間でのウナギの資源管理に関する民間協議の開催等に要する経費	3/4以内	3. 経費の欄に掲げるアの経費からイの経費への増	
(ア) 持続可能な養鰐同盟及び日台民間協議にかかる事業費			
日本、中国、台湾及び韓国の資源管理団体で組織される国際的な養鰐管理団体「持続可能な養鰐同盟」に係る協議並びに日本及び台湾の生産者間における民間協議の開催等に要する経費			
(イ) (ア)以外の民間活動推進支援事業費	1/2以内		
(ア)以外の民間協議等の開催等に要する経費			
イ ウナギ生息環境改善支援事業費	定額		
ウナギの生息環境の改善につながる石倉の設置等の取組に要する経費			
7. 漁場油濁被害対策費	定額	1. 経費の欄に掲げる(1)の経費と(1)の経費以外の経費の相互間	
公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構が漁場油濁被害対策を行うのに要する次に掲げる経費			
(1) 防除・清掃事業費			

	(2) 審査認定事業費 (3) 油濁被害防止対策事業費		における増減 2. 経費の欄に掲げる(2)及び(3)の経費の相互間における経費の30%を超える増減	
8.	漁場環境改善推進事業費 (1) 栄養塩からみた漁場生産力回復手法の開発費 栄養塩の低下により、ノリやワカメ等の色落ち被害が発生するおそれのあるノリ等の海藻養殖場がある海域における、漁場生産力低下の原因解明と漁場改善技術の開発及び開発した漁場改善技術手法を用いて、効果的な栄養塩供給手法の実証試験を行うのに要する経費 (2) 赤潮及び貧酸素水塊の広域自動モニタリング技術の開発費 水温、塩分、クロロフィル、濁度、溶存酸素等を連続観測できる装置及び広域の水質データを効率的に収集・公表できるシステムの設計、試作組立、性能試験等及び赤潮・貧酸素水塊が頻繁に発生している海域において、製作した連続観測装置等の実証試験を行うのに要する経費	定額	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減	
9.	さけ・ます漁業協力事業費 (1) 日口漁業協力資金の造成に要する経費 (2) 日口漁業協力事業の実施に必要な経費	3／4以内 定額	補助金の額の変更	
2. 漁業経営の安定	1. 水産金融総合対策事業費 (1) 漁業経営基盤強化金融支援事業費 認定漁業者が経営の改善のために定めた目標を達成するため及び自然災害等の影響を受けた漁業者等が災害復旧等を図るために借り入れた漁業近代化資金等の利子助成に要する経費 (2) 漁業関係資金利子助成事業費 漁船・養殖施設整備等利子助成事業（平成27年度限り）により利子助成金の交付決定を受けた資金について、本事業年度に発生する利息に対する利子助成に要する経費 (3) 漁業経営維持安定資金利子補給等補助事業費 農林水産大臣の認定を受けた漁業経営再建計画を実施する中小漁業者に対して行う利子補給に対する助成に要する経費 (4) 漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業費 認定漁業者が漁業経営改善のための措置を行う際に借り入れる低利の運転資金である漁業経営改善促進資金に係る基金協会が行う預託資金の借入れに対する利子補給に要する経費 (5) 漁業者保証円滑化対策事業費 ア 回収金減少支援事業費 積極的な設備投資等を行う環境の整備や浜プランの実行を図るため、基金協会が保証人を不要とし、担保を漁業関係資産に限定した融資に係る保証を積極的に引き受けられるよう、当該保証に係る代位弁済後に見込まれる求償権の回収金の減少見合について基金協会への助成に要する経費 (ア) 設備資金に係る保証 (イ) 運転資金に係る保証 イ 漁業緊急保証対策保証支援等不足財源補填事業費 漁業者等について基金協会が平成22年度までに引き受けた漁業緊急保証対策事業に係る保証に対し、漁業緊急保証対策保証支援事業及び漁業緊急保証対策保証料助成事業の不足額の助成に要する経費 ウ 漁業経営改善保証円滑化事業費 認定漁業者等の設備投資後の負担を軽減し、その改	定額		
		1／2 2／5 定額	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における経費の増減	
		定額		

善計画の実現を促進するため、基金協会に支払う保証料の助成に要する経費			
(6) 中小漁業関連資金融通円滑化等事業費 ア 中小漁業関連資金融通円滑化事業費 漁業者等について漁業信用基金協会（以下、「基金協会」という。）が平成21年度までに引き受けた保証に対し、基金協会が積み立てる求償権償却引当金等の費用の一部を助成する以下の事業に要する経費 (ア) 経営改善等支援事業費（一般型） (イ) 漁業・地域維持対策事業費 イ 漁業運転資金融通円滑化対策事業費 基金協会が平成21年度までに引き受けた運転資金等に係る保証に対し、基金協会の特別準備金の積立てに要する費用の一部の助成に要する経費	定額	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減	
2. 漁協経営基盤強化対策支援事業費 漁協系統が取り組む合併等を促進するため、外部専門家を活用して経営基盤の強化を目指す漁協の計画策定等の支援、公認会計士監査の導入に伴い必要となる漁協等の内部統制の整備の取組等の支援を行うとともに、これらの取組に併せて必要となる借入金に係る負担軽減等を行いうに要する次の経費 (1) 経営基盤強化等支援事業費 ア 経営基盤強化支援事業費 県域で定める合併基本方針に基づく合併等を目指している漁協や販売事業の強化等により収益性の向上を目指している広域合併漁協等に対し、経営コンサルタント等の外部専門家による事業計画の策定支援や合併に向けた県域内の漁協の現状分析、漁協系統役職員に対する研修会、販売担当理事向けの研修テキストの編纂・普及の取組等を実施するに要する経費 イ 公認会計士監査導入等円滑化事業費 公認会計士監査や沿岸漁場管理制度に円滑に対応できるようにするため、漁協等の監査コストの低減を図るために取組や制度周知のための説明会の取組等を支援するために要する経費 (2) 金融助成事業費 ア 金融助成事業費（新規受付分） (ア) 利子助成事業費 合併等の効果を早期に発現するための事業計画の実行や広域合併、公認会計士監査導入等のために必要となる借入金の利子助成に要する経費 (イ) 保証料助成事業費 合併等の効果を早期に発現するための事業計画の実行や広域合併、公認会計士監査導入等のために必要となる借入金の保証料助成に要する経費 イ 金融助成事業費（後年度負担分） (ア) 漁協事業改善促進事業費 a 利子助成事業費 漁協経営基盤強化促進事業（平成30年度限り）の漁協事業改善促進事業により交付決定を受けた資金について、本事業年度に発生する利息に対する利子助成に要する経費 b 保証料助成事業費 漁協経営基盤強化促進事業（平成30年度限り）の漁協事業改善促進事業により交付決定を受けた資金について、本事業年度に発生する利息に対する保証料助成に要する経費 (イ) 漁協経営改善推進事業費 a 利子助成事業費 漁協経営再建支援事業（平成25年度限り）及び漁協経営改善推進事業（平成28年度限り）により交付決定を受けた資金について、本事業年度に発生する利息に対する利子助成に要する経費 b 保証料助成事業費	定額 1/2以内 1/2以内 定額	1. 経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の30%を超える増減 2. 経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費から(3)の経費への増	

	<p>漁協経営再建支援事業（平成 25 年度限り）及び漁協経営改善推進事業（平成 28 年度限り）により交付決定を受けた資金について、本事業年度に発生する保証料に対する保証料助成に要する経費</p> <p>c 求償権償却経費助成事業費 中小漁業関連資金融通円滑化事業の漁協経営改革支援資金（平成 25 年度限り）及び漁協経営改善推進事業（平成 28 年度限り）の基金協会の債務保証について、既保証分に係る求償権償却経費に対する助成に要する経費</p>		
(3) 管理運営事業費	(1) 及び (2) の事業を円滑に実施するために、国、全国漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他関係機関で構成される委員会、漁協、漁業協同組合連合会、融資機関、保証機関等の関係機関との調整、支払手続等の管理運営に要する経費	定額	
3. 漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業費		定額	
(1) 漁業人材育成総合支援事業費		定額	1. 経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減
ア 漁業担い手確保・育成事業費			2. 経費の欄に掲げるイの (ア) 及び (イ) の経費の相互間における経費の増減
(ア) 次世代人材投資（準備型）事業費	次世代人材投資（準備型）事業を行うのに要する経費		
(イ) 新規漁業就業者確保事業費	a 漁業就業促進情報提供事業費 漁業就業促進情報提供事業を行うのに要する経費		
	b 長期研修支援事業費 長期研修支援事業を行うのに要する経費		
	c 経営・技術向上支援事業費 経営・技術向上支援事業を行うのに要する経費		
イ 水産高校卒業生を対象とした海技士養成事業費			
(ア) 海技士養成コース受講生募集等事業費	4 級海技士養成のための履修コースの受講生を募集、管理するに要する経費		
(イ) 海技士養成のための乗船実習事業費	水産高校卒業生を対象に 4 級海技士試験の受験に必要な乗船履歴の取得のための乗船実習を行うのに要する経費		
(2) 福祉対策事業費		定額	経費の欄に掲げるアとイの経費の相互間における経費の 30% を越える増減
ア 漁村地域生活・福祉推進事業費	全国共済水産業協同組合連合会（以下「共水連」という。）が漁業者の福祉向上を図るため、ライフプランナーの養成及び年金制度等の知識の普及等を行うのに要する経費		
イ 漁業者老齢福祉共済事業費			
(ア) 運営指導事務費	共水連が漁業者老齢福祉共済事業の運営及び指導を行うのに要する経費		
(イ) 業務推進費	漁業協同組合等が漁業者老齢福祉共済事業に係る推進普及、契約保全及び加入事務を行うのに要する経費		
(3) 漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業		定額	1. 経費の欄に掲げるアからイの経費の相互間における経費の増減
ア 漁船安全対策推進事業費			2. 経費の欄に掲げるアの (ア) から (ウ) の経費の相互間における経費の 30% を超える増減
(ア) 漁業労働災害調査事業費	a 安全点検マニュアル作成普及等検討委員会 安全点検マニュアルの作成や漁業現場への普及等を検討するための会議の開催に要する経費		
	b 漁業労働災害調査 安全点検マニュアル作成のための調査を実施するに要する経費		
(イ) 安全推進員養成講習会事業費			
	a 沖合・遠洋安全推進員養成講習会 沖合・遠洋漁業に携わる漁業者を対象に「安全推進員」を養成するための講習会の開催に要する経費		

<p>b 沿岸安全推進員養成講習会 沿岸漁業に携わる漁業者を対象に「安全推進員」を養成するための講習会の開催に要する経緯費</p> <p>(ウ) 安全責任者養成講習会事業費</p> <p>a 沖合・遠洋安全責任者養成講習会</p> <p>(a) 安全責任者養成講習会 沖合・遠洋の漁業経営体等において安全操業の指導に携わった絏験のある者を対象に「安全責任者」を養成するための講習会の開催に要する絏費</p> <p>(b) 安全責任者フォローアップ講習会 沖合・遠洋漁業の安全責任者が安全推進員等への指導状況等を確認するための講習会の開催に要する絏費</p> <p>b 沿岸安全責任者養成講習会</p> <p>(a) 安全責任者養成講習会 沿岸の漁業協同組合等において安全操業の指導に携わった絏験のある者を対象に「安全責任者」を養成するための講習会の開催に要する絏費</p> <p>(b) 安全責任者フォローアップ講習会 沿岸漁業の安全責任者が安全推進員等への指導状況等を確認するための講習会の開催に要する絏費</p> <p>イ 遊漁船安全対策推進事業費</p> <p>(ア) 遊漁安全講習会等検討委員会事業費 遊漁船業者等安全講習会事業、派遣指導事業、遊漁船業実態調査事業及び漁場環境保全活動事業の実施内容を検討する会議の開催に要する絏費</p> <p>(イ) 遊漁船業者等安全講習会事業費 遊漁船業者等に対し、遊漁船の安全航行及び利用者の安全確保のための講習会の開催に要する絏費</p> <p>(ウ) 派遣指導事業費 遊漁の安全及び遊漁に関する規則等の遵守等について遊漁者に指導を行う指導員を各種イベント等に派遣するために要する絏費</p> <p>(エ) 遊漁船業実態調査事業費 遊漁船事故率の高い地域等の実態を調査し、事故の発生の背景となっている要因について分析を行うために要する絏費</p> <p>(オ) 游漁場環境保全活動事業費 遊漁者参加による漁場でのゴミ回収処理及び漁場保全活動についての普及啓発を行うために要する絏費</p>	定額		
<p>ウ 水産業革新的技術導入・安全対策推進事業費</p> <p>(ア) 空気冷媒超低温冷凍システム漁船技術導入事業費</p> <p>a 技術導入費 漁船に搭載可能な超低温冷凍システムの設計及び開発に要する絏費</p> <p>b 検討設計データ整理費 漁船に搭載可能な超低温冷凍システムの設計及び開発を行うための調査及びデータ整理に要する絏費</p> <p>c 導入技術分析検討費 技術的・専門的観点からの分析・評価を行うための委員会の開催及び報告に要する絏費</p>	定額	定額	定額
<p>(4) 漁業担い手確保緊急支援事業費</p> <p>ア 漁業リカレント教育支援事業費 漁業リカレント教育支援事業を行うのに要する絏費</p> <p>イ 漁業就業支援事業費</p> <p>(ア) 漁業就業促進情報提供事業費 漁業就業促進情報提供事業を行うのに要する絏費</p> <p>(イ) 次世代人材投資（準備型）事業費 次世代人材投資（準備型）事業を行うのに要する絏費</p>	定額		

(ウ) 長期研修支援事業費 長期研修支援事業を行うのに要する経費			
4. 北方海域出漁者経営安定支援事業費 漁業者の北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島）の領海における操業の円滑な実施を確保しつつ、経営の安定に資するために要する経費及び関係者を参集した事業説明会の開催等に要する経費	定額		
5. 有害生物漁業被害防止総合対策事業費 (1) 大型クラゲ国際共同調査事業費 日中韓の国際的枠組みの下での、東シナ海等における大型クラゲのモニタリング調査、出現予測シミュレーション技術の精度向上のための技術開発等の実施及び日中韓科学者会議の開催等に要する経費	定額		
(2) 有害生物漁業被害防止総合対策事業費 ア 有害生物調査及び情報提供事業費 有害生物調査及び情報提供事業の実施又は助成に要する次に掲げる経費 (ア) 有害生物漁業被害防止検討委員会費 有害生物漁業被害防止検討委員会の開催等に要する経費 (イ) 有害生物生態把握調査費 有害生物生態把握調査に要する経費 (ウ) 有害生物回遊経路調査費 トドの回遊動向等の調査に要する経費 (エ) 有害生物出現情報収集・解析及び情報提供費 有害生物出現情報収集・解析及び情報提供に要する経費 イ 有害生物被害軽減技術開発事業費 有害生物被害軽減技術開発事業の実施又は助成に要する次に掲げる経費 (ア) トド追い払い等効果検証費 トド追い払い等の効果検証に要する経費 (イ) トド等漁業被害防止技術開発費 トド等漁業被害防止技術開発に要する経費 (ウ) トド漁業被害軽減対策検討会の開催費 トド漁業被害軽減対策検討会の開催等に要する経費 (エ) ザラボヤ被害防止ネットワーク構築費 ザラボヤ被害防止ネットワークの構築に要する経費 ウ 有害生物被害軽減対策事業費 有害生物被害軽減対策事業の実施又は助成に要する次に掲げる経費 (ア) 有害生物駆除費 有害生物の駆除に要する次のa及びbに掲げる経費 a 大型クラゲ駆除効果促進ネット導入に要する経費 b a以外の経費 (イ) 有害生物陸上処理費 駆除活動に伴い陸揚げされた有害生物の陸上処理に要する経費（陸上処理機材導入に要するものを除く。） (ウ) 改良漁具の導入費 改良漁具の導入促進に要する次のa及びbに掲げる経費 a 改良漁具の購入に要する経費 b a以外の経費	定額 定額 定額 定額 1/2以内 定額 定額 1/2以内 定額	経費の欄に掲げるウの(ア)のa及び(ウ)のaの経費からそれ以外の経費への増	
6. 韓国・中国等外国漁船操業対策事業費 韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業費 民間団体等が韓国・中国等外国漁船操業対策事業の助成に充てるための基金（韓国・中国等外国漁船操業対策基金）を造成するのに要する経費	定額		
7. 沖縄漁業基金事業費 公益財団法人沖縄県漁業振興基金が沖縄漁業基金事業	定額		

	の助成に充てるための基金（沖縄漁業基金）を造成するのに要する経費			
	8. 水産業成長産業化沿岸地域創出事業費 収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に必要な漁船・漁具等の導入を行うのに要する次に掲げる経費 (1) 成長産業化審査会費 (2) 地域委員会費 (3) リース導入支援費 ア 漁船に要する経費 イ 漁具等に要する経費 ウ リース導入経費 (4) 管理運営事業費	定額 定額 1／2以内 1／2以内 定額 定額		
	9. 円滑化実証等対策事業費 (1) 円滑化実証等事業費 商業捕鯨の本格的な実施に当たり、捕鯨業の効率的・効果的な操業形態の確立のため、分布状況の調査や捕獲技術の開発等に要する次に掲げる経費 ア 沖合海域実証事業費 沖合海域における捕鯨の実証事業に必要な経費 イ 沿岸海域実証事業費 (ア) 実証事業費 沿岸海域における捕鯨の実証事業に必要な経費 (イ) 調査分析事業費 (ア) の実証事業と連携し、捕獲した鯨類の調査分析等に必要な経費 (2) 鯨類科学調査実施体制調査事業費 我が国を目指すべき商業捕鯨の姿の検討で示される結果を受け、老朽化している母船「日新丸」の代船のコンセプト（船の規模、性能、用途等）の選択肢について具体的な内容を検討するために必要な経費	2／3以内 1／2以内 定額 定額	1. 経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減 2. 経費の欄に掲げる(1)のア及びイの経費の相互間における経費の増減 3. 経費の欄に掲げる(1)のイの(ア)の経費から(イ)の経費への増	
	10. 水産業競争力強化緊急事業費 水産業競争力強化緊急事業の助成に充てるための基金（水産業競争力強化基金）を造成するのに要する経費	定額		
3. 漁村の健全な発展	1. 水産バリューチェーン事業費 (1) バリューチェーン連携推進事業費 ア バリューチェーン改善促進事業費 (ア) バリューチェーン改善検討事業費 生産者、加工・流通業者、販売関係事業者等により構成される事業実施主体（以下「バリューチェーン改善協議会」という。）の運営、既存の水産物流通のバリューチェーンについて生産性を改善し、品質面・コスト面で競争力ある流通構造を確立する取組の検討等に要する経費 (イ) バリューチェーン改善システム構築事業費 (ア) で検討した取組におけるバリューチェーン改善のための電子システムの構築に要する経費 (ウ) バリューチェーン改善実証事業費 (ア) で検討した取組の効果・持続可能性を実証し、バリューチェーン改善協議会による自律的な活動に円滑に移行させる取組に要する経費 イ 産地市場統合・機能強化促進事業費 (ア) 産地市場統合・機能強化検討支援事業費 市場関係者（開設者・卸・仲卸・有識者・自治体等）が構成員となる協議会の運営、現地調査の実施、コンサル会社に対する分析委託の取組に要する経費 (イ) 先進的取組実証事業費 産地市場のICT化や集出荷・物流の効率化につながるシステム整備に要する経費 (2) 流通促進・消費等拡大対策事業費 ア 水産加工・流通構造改善促進事業費 (ア) 水産加工・流通構造改善指導事業費 a 指導員による現地指導費 国産水産物の流通・輸出の促進、消費拡大に取り組	定額 1／2以内 1／2以内 定額 1／2以内 定額	経費の欄に掲げる(ア)の経費と(イ)及び(ウ)の経費の相互間における経費の増減 経費の欄に掲げる(ア)及び(イ)の経費の相互間における経費の増減 1. 経費の欄に掲げるアの(ア)、(ウ)の経費の合計とイの経費の相互間における経費	

			の 30%を超える 増減	
b 水産加工・流通事業者向けセミナー等開催費		1／2以内	2. 経費の欄に掲げるアの(イ)の経費からそれ以外の経費への増	
(イ) 水産加工・流通構造改善取組支援事業費		定額		
(ア) の a による指導を受けた加工業者等が行う国産水産物の流通を促進するため、漁獲量の減少に対応して加工原料を新たな魚種に転換する取組(以下「魚種転換プロジェクト」という。)、国産加工原料の確保等の課題に連携して対処する取組(以下「連携プロジェクト」という。)又は国産水産物の輸出を促進する取組(以下「輸出促進プロジェクト」という。)を行うために要する経費				
(ウ) 審査・調査費		定額		
(イ) に係る課題提案書の募集、受付、審査、交付事務その他の(イ)の事業の運営に要する経費並びに(イ)の取組についての事例分析、評価、事例集の作成及び成果の普及等に要する経費				
イ 魚食普及推進事業費		定額		
(ア) 新商品展示・発表会開催費				
一般消費者向けに、国産水産物の魅力や水産政策の情報を発信する全国規模の展示・発表会を実施するするために要する経費				
(イ) 小売・外食事業者向け研修会等開催費				
量販店・外食店等の流通事業者向けに、水産物の知識や取扱方法等を伝え、国産水産物の取扱いを増やすための広域的な研修会等を実施するために要する経費				
(ウ) 魚食普及セミナー等開催費				
地方自治体や民間でお魚学習会等に取り組む者に対する科学的知見や取組に係るノウハウの提供、学校給食関係者に対する給食での国産水産物の利用を促進するノウハウの提供等、魚食普及のためのセミナー等を広域的な観点から実施するために要する経費				
ウ 特定水産物供給平準化事業費		定額	経費の欄に掲げる(ア)及び(イ)の経費の相互間における経費の増減	
(ア) 特定水産物供給平準化事業費				
漁業者団体等が水揚げ集中時に水産物を買い取り、一定期間保管した後に漁期外に放出する取組(以下「調整保管」という。)に対し、買取代金の金利、保管経費等の一部を助成するために要する経費				
(イ) 附帯事務費		定額		
漁業者団体等が実施する調整保管に対する助成、買取資金等の貸付け、調整保管の実施により生じた損失に係る貸付資金の貸付け及び補填金の交付等を実施するために必要な附帯事務を行うために要する経費				
(3) 産地水産加工業イノベーションプラン支援事業費				
ア 中核的人材育成支援事業費				
(ア) 若手経営者レベルアップ支援費		定額		
a 説明会の開催費				
d 及びイの(ア)に関する説明会を、全国で開催するするために要する経費				
b 審査・調査等経費		定額		
d の事業の運営に係る課題提案書の募集、受付、審査、交付その他の事務並びにdの事業の取組についての事例分析、評価、事例集の作成、成果の普及等を行うために要する経費				

	c 水産加工業者の共通課題の抽出費 全国の水産加工業者が共通して直面する経営に係る主要な課題について、データ分析により抽出し、抽出した課題及びそれぞれの原因等の因果関係について分析するために要する経費	定額		
	d 産地水産加工業活性化推進検討会費 産地の水産加工業者の若手経営者等がチームを組み、レベルアップに向けた研修の場づくり、これを通じた産地における水産加工業者の中核的な人材（以下「中核的人材」という。）の育成及び課題解決のために必要な知識やスキルを習得するための取組を支援するために要する経費	1／2以内		
	イ 産地水産加工業イノベーションプラン作成・実行支援事業費 (ア) 産地水産加工業イノベーションプランの作成・実行経費 個々の水産加工業者だけでは解決が困難な課題を解決するため、産地の関係機関又は異業種と連携して事業の協業化等を行うことで生産性を向上させる計画を支援するために要する次に掲げる経費	定額		
	a 関係機関や異業種が連携した協議会の運営費 b 産地水産加工業イノベーションプランの実行のための取組に要する経費 (イ) 審査・調査等経費 (ア) の事業の運営に係る課題提案書の募集、受付、審査、交付その他の事務並びに(ア)の事業の取組についての事例分析、評価、事例集の作成及び成果の普及等を行うために必要な経費	1／2以内	定額	
2.	2. 水産物輸出拡大連携推進事業費 (1) 輸出バリューチェーン改善検討事業費 生産者、加工・流通業者、輸出関係事業者等が連携して、水産物の輸出の拡大に取り組む協議会（以下「輸出拡大連携協議会」という。）による既存の水産物流通のバリューチェーンについて輸出を確実に実施できるよう改善する取組の検討等に要する経費 (2) 輸出バリューチェーン改善システム等導入事業費 (1)で検討した取組に必要なシステム・機器の整備、資材の導入等に要する経費 (3) 輸出バリューチェーン改善実証事業費 (1)で検討した新商品の開発、販売ルートの開拓等の取組の効果・持続可能性を実証し、輸出拡大連携協議会による自律的な活動に円滑に移行させる取組に要する経費	定額	経費の欄に掲げる(1)の経費と(2)及び(3)の経費の相互間における増減	
3.	3. 浜の活力再生プラン推進等支援事業費 (1) 漁業・異業種連携促進事業費 民間団体等が、漁場利用の高度化、漁場の有効利用及び企業等との連携等による浜の活性化等を図るために、漁村地域における企業等との連携等の要望及び漁業等との連携等を希望する企業等に関する情報の収集並びに漁村地域と連携希望企業等のマッチング支援に要する次に掲げる経費 ア 連携ビジネス情報提供事業費 漁村地域と企業等との連携等がスムーズに行われるよう、漁村地域における企業等との連携等の要望、漁業等との連携等を希望する企業等に関する情報の収集・整理に要する経費 イ マッチング支援事業費 企業等との連携等を希望する漁村地域と漁業等との連携等を希望する企業等とのマッチング支援に要する経費 ウ マッチング相談会等の開催費 マッチングに関する相談会の開催やマッチング事例に関する情報提供等に要する経費 エ 漁業・異業種連携ビジネスステーションの開設費	定額		

	(ア) 情報提供サイトの作成費 ア～ウ及び沿岸漁場に関する既存の調査並びに相談等で得られた情報により収集したデータを用いて以下を行うために必要な経費 a 漁村地域との連携を希望する企業側の情報（企業の活動・展開地域、技術分野、実績、連携を希望する地域・水産業分野等）、連携を希望する漁村地域に関する情報（地域、漁業・養殖業、流通業、水産加工、ＩＣＴの活用等の分野、漁村地域の課題、これまでの取組み等）を「地域別」、「分野別」、「漁業種類別」等でＷＥＢサイトで検索できるようなデータベースの作成に要する経費 b 漁場等の情報を地図情報等の作成に要する経費 (イ) 漁業・異業種連携プラットフォームの構築費 漁業者や企業等が、漁業・異業種連携の現状、将来の見通し等を把握し、収益力向上に資する、情報の収集、知識、ノウハウや技術等を習得するために要する経費		
(2) 漁村女性活躍推進事業費 ア 漁村女性能力発展・実践活動促進支援事業費 民間団体等が行う漁村女性の経営能力の向上、女性の活躍に資する取組への意識・理解の醸成、漁村女性が中心となって取り組む地域の実践活動に必要な知識・技術等を習得するための講習会等及び取組の成果を公表し優良事例の横展開を図るための成果報告会の開催等に要する経費 イ 女性活躍のための実践活動支援事業費 水産庁長官が適当と認める漁村女性や女性漁業者を中心に結成されたグループ等が行う特産品の加工開発、水産物消費拡大イベントの開催及び直売所や食堂の経営等の意欲的な実践活動に要する経費	定額 1／2以内	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減	

(注) 人件費が補助対象として認められている事業における、事業実施に要する人件費の算定方法や適正な執行等に関しては、別添「水産関係民間団体事業の実施に要する人件費の算定方法等について」によるものとする。
※浜の活力再生プラン推進等支援事業費にあっては交付率とする。

水産関係民間団体事業の実施に要する人件費の算定方法等について

水産関係民間団体事業の実施に要する人件費の算定方法や適正な執行等について、別に規定している事業を除き、以下の方法によることとする。

1. 事業実施に係る人件費の基本的な考え方

(1) 人件費が補助対象として認められている事業における、事業に要する人件費とは、事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定にあたっては、原則として以下の計算式により構成要素毎に計算する必要がある。

$$\boxed{\text{人件費} = \text{時間単価}^{\ast 1} \times \text{直接作業時間数}^{\ast 2}}$$

※1 時間単価

時間単価については、交付時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
- ・交付先における出向者の給与の負担割合が変更された場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下、「管理者等」という。）が当該事業に従事した時間外労働の実績があった場合

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該事業に従事した実績時間についてのみ計上すること。

② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該事業の

ためやむを得ず時間外も業務を要することとなった場合は、直接作業時間数に当該事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができるこ^ととする。

(2) 一の事業だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる。

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (\text{1月に満たない場合は、日割り計算による})$$

2. 実績単価による算定方法

事業に要する人件費の時間単価は、以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する（円未満は切り捨て。）。

＜時間単価の算定方法＞

○正職員、出向者（給与等を全額交付先で負担している者に限る）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年支給実績による算定が困難な場合は、別途交付先と協議のうえ定めるものとする（以下、同じ。）。

・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で補助として支給されているものは除外する（以下、同じ。）。

・年間法定福利費は健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償等の年間事業者負担分とする（以下、同じ。）。

・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日あたりの所定労働時間を算出し、これらを乗じて得た時間とする（以

下、同じ。)。

○出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{交付先が負担する（した）（年間総支給額+年間法定福利費）}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算にあたっては、当該事業従事者に対する給与等が交付先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、補助事業者が負担した額しか計上できないことに注意すること。

○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の（1）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該事業に従事した場合は、（2）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

（1）原則

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{（年間総支給額+年間法定福利費）}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

（2）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{（年間総支給額+年間法定福利費）}}{\text{年間実総労働時間}}$$

・時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。

・年間実総労働時間＝年間理論総労働時間＋当該事業及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計。

3. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】

(4月)	所属	○○○部 ××課	役職	○○○○	氏名	○○○○	時間外手当支給対象者か否か															
時 日	時	0	…	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務実時間及び業務内容	
1					A					B												A (3h) ○○○○会員料準備 B (5. 26h) ○○○○会員打ち合わせ
2					A					A			C									A (6h) ○○○○会員料準備、就対会 C (2h) ○○○○会員打ち合わせ
3					D				B			A										D (3h) 自主事業 B (2h) ○○○○会員打ち合わせ A (4h) 現地調査会前準備 A (9. 5h) ○○○○会員現地調査
4										A												A (3h) ○○○○会員料準備 D (6h) 自主事業
5					A					D												
・																						
30																						
31																						
勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○ 印											A:○○○○事業（水道井戸○機） B:○○○○事業（木造井戸○機） C:○○○○業務（○○奥成周） D:自主事業				合計			A (○○h) B (○○h) C (○○h) D (○○h)				

- ① 人件費の対象となっている事業従事者毎の業務日誌を整備すること。（当該事業の従事時間と他の事業及び自主事業等の従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。）
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること。（数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることがないよう適切に管理すること。）
- ③ 当該事業に従事した実績時間を記載すること。なお、所定時間外労働（残業・休日出勤等）時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・事業の実施にあたり、平日に所定時間外労働が不可欠な場合。
 - ・事業の実施にあたり、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、交付先において休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも交付先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。
- ⑤ 当該事業における具体的な従事内容がわかるように記載すること。なお、補助対象として認められる用務による出張等における移動時間についても当該事業のために従事した時間として計上できるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該事業の従事状況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認のうえ、記名・押印する。

別表 2 (第3、第10の関係)

区分	経費
1 水産資源回復対策事業 (1) 漁業協定等実施費補助金 (2) 海洋水産資源開発費補助金 (3) 水産資源回復対策事業費補助金	国際的水産資源管理等促進事業費 1 漁業資源調査等事業費 (1) 水産資源調査・評価推進事業費 (2) 漁業取締体制整備推進事業費 1 水産資源回復対策推進指導費 (1) E E Z 内資源・漁獲管理体制強化事業費 ア 資源管理指針・計画体制高度化事業費 イ I Q 方式実証調査事業費 ウ 太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業費 2 水産資源回復対策推進事業費 (1) 水産増養殖等振興対策費 ア 水産増養殖等振興対策事業費 (ア) E E Z 内資源・漁獲管理体制強化事業費 a さけ・ます等栽培対象資源対策事業費 (a) 種苗放流による広域種の資源造成効果・負担の公平化検証事業費 (b) さけ・ます放流体制緊急転換事業費 (イ) 養殖業成長産業化推進事業費 a 養殖業成長産業化行動計画策定事業費 b 日本真珠国際競争力強化推進事業費 (ウ) 内水面漁場・資源管理総合対策事業費 (2) 漁場環境保全対策等事業 ア 漁場油濁被害対策費 イ 漁場環境改善推進事業費
(4) さけ・ます漁業協力事業費補助金	さけ・ます漁業協力事業費
2 漁業経営安定対策事業 (1) 中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金 (2) 漁業経営維持安定資金利子補給等補助金 (3) 漁業経営安定対策事業費補助金	1 水産金融総合対策事業費 中小漁業関連資金融通円滑化等事業費 2 漁協経営基盤強化対策支援事業費 1 水産金融総合対策事業費 (1) 漁業経営基盤強化金融支援事業費 (2) 漁業関係資金利子助成事業費 (3) 漁業経営維持安定資金利子補給等補助事業費 (4) 漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業費 1 漁業経営安定対策推進指導費 (1) 水産業改良普及事業対策費 ア 漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業費 (ア) 漁業人材育成総合支援事業費 (イ) 福祉対策事業費 (ウ) 漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業費 a 漁船安全対策推進事業費 b 遊漁船安全対策推進事業費 c 水産業革新的技術導入・安全対策推進事業費 (a) 空気冷媒超低温冷凍システム漁船技術導入事業費 (2) 水産業体质強化等推進事業費 ア 水産業体质強化総合対策事業費 (ア) 漁場機能維持管理事業費 a 韓国・中国等外国漁船操業対策事業費 b 沖縄漁業基金事業費 c 北方海域出漁者経営安定支援事業費 d 有害生物漁業被害防止総合対策事業費 (a) 大型クラゲ国際共同調査事業費 (b) 有害生物漁業被害防止総合対策事業費 (イ) 水産業成長産業化沿岸地域創出事業費 (ウ) 円滑化実証等対策事業費 (3) 水産金融総合対策事業費 漁業者保証円滑化対策事業費 (4) 水産業競争力強化緊急事業費

3 漁村振興対策事業 (1) 水産物加工・流通等対策事業費補助金	1 水産物加工・流通等対策事業費 (1) 水産バリューチェーン事業費 ア バリューチェーン連携推進事業費 (ア) バリューチェーン改善促進事業費 (イ) 产地市場統合・機能強化促進事業費 イ 流通促進・消費等拡大対策事業費 (ア) 水産加工・流通構造改善促進事業費 (イ) 魚食普及推進事業費 (ウ) 特定水産物供給平準化事業費 ウ 产地水産加工業イノベーションプラン支援事業費 (2) 水産物輸出拡大連携推進事業費
4 水産業強化対策事業 水産業強化対策推進交付金	浜の活力再生プラン推進等支援事業費

令和〇〇年度水産関係民間団体事業補助金交付申請書
(〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番 号 年 月 日

農林水産大臣
〇〇 〇〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第4の規定に基づき、補助金〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

区分	分	補助金	備考
水産資源回復対策事業	漁業協定等実施費補助金 海洋水産資源開発費補助金 水産資源回復対策事業費補助金 さけ・ます漁業協力事業費補助金	円	
漁業経営安定対策事業	中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金 漁業経営維持安定資金利子補給等補助金 漁業経営安定対策事業費補助金	円	
漁村振興対策事業	水産物加工・流通等対策事業費補助金	円	
水産業強化対策事業	水産業強化対策推進交付金	円	
合計			

(注) 1 区分欄は該当する事業についてのみ記入すること。

2 事業の目的、事業の内容及び計画、経費の配分、事業完了予定期日及び収支予算等については事業別様式により作成すること。

3 添付書類については、公募により選定された民間団体等にあっては、課題提案書に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること。（提案書提出時以降変更のない場合は省略できる。）

なお、必要に応じて、添付された書類の他にも、積算根拠確認のための資料（例：見積書の写し）を提出させる場合がある。

2－7（沖縄漁業基金事業の場合）

第1 基金事業の目的

第2 基金造成に係る計画

基金保有区分	保管予定額	備 考
	円	
合計額		

(注) 基金の保有区分は、金融機関への預託等保有形態別に記載すること。

第3 造成予定年月日

第4 添付資料

(注) 沖縄漁業基金の造成が完了したときは、その日から、10日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第8号による基金等造成完了報告書2部を大臣宛てに提出すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年　月　日

〔補助事業者〕 殿

所在地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立ていたします。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

令和〇〇年度水産関係民間団体事業補助金変更承認申請書
(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第9の規定に基づき、申請する。

記

- （注）1 変更に伴い追加交付を申請する場合には、件名及び本文を以下のとおり置き換えること。
(1) 様式の件名「令和〇〇年度水産関係民間団体事業補助金変更承認申請書」を、「令和〇〇年度水産関係民間団体事業補助金変更及び追加交付申請書」とする。
(2) 本文中「事業について、下記のとおり変更したいので、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第9の規定に基づき、申請する。」を、「事業について、下記のとおり変更したいので、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第9の規定に基づき、補助金〇〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
2 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
3添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

令和〇〇年度水産関係民間団体事業補助金変更（中止又は廃止）承認申請書
(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第9の規定に基づき、申請する。

記

（注）1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更（中止又は廃止）の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更（中止又は廃止）前を括弧書で上段に記載すること。

2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

令和〇〇年度水産関係民間団体事業補助金遂行状況報告書
(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番号
年月日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第12第1項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		12月31日までに完了したもの		〇月〇日までに完了予定のもの			
		事業費	出来高比率	事業費	出来高比率		
	円	円	%	円	%		

（注）「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

令和〇〇年度水産関係民間団体事業補助金概算払請求書
(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番 号 年 月 日

農林水産大臣

〇〇 〇〇 殿

官署支出官水産庁長官

〇〇 〇〇 殿

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号（及び令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号-〇変更通知）で交付決定（及びその変更）の通知のあった、〇〇年度水産関係民間団体事業補助金について、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第13の規定に基づき、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

（なお、交付決定の内容及び附された補助条件については、異存ありません。）

記

令和〇〇年〇月〇日現在

区分	補助事業に要する経費	(A) 国 庫 補 助 金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)-(B)+(C)) 残額		事業完了予定期年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄(予定)	金額	〇月〇日迄予定期出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

注（1） 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は明細書を添付すること。

注（2） 農林畜水産業関係補助金等交付規則第4条に規定する「申請書の取下げ期日（交付の決定の通知を受けた日から起算して15日）」内に、概算払等の請求書を提出するときは、「なお、交付決定の内容及び附された補助条件については、異存ありません。」と追記すること。

令和〇〇年度水産関係民間団体事業補助金概算払請求書
(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番 号 年 月 日

農林水産大臣
○○ ○○ 殿
官署支出官水産庁長官
○○ ○○ 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号（及び令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号－〇変更通知）で交付決定（及びその変更）の通知のあった、令和〇〇年度水産関係民間団体事業補助金について、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第12第1項の規定に基づき、12月31日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて、交付要綱第13の規定に基づき、金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
(なお、交付決定の内容及び附された補助条件については、異存ありません。)

記

令和〇〇年12月31日現在

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		遂行状況報告 12月31日現在の出来高	(C) 今回請求額		(A)－((B)+(C)) 残額		事業完了予定期年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日迄(予定)出来高	金額	〇月〇日迄予定期出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

注（1）補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は明細書を添付すること。

（2）また、契約書等関係書類を添付すること。

なお、既に、契約書等関係書類が提出され、変更がない場合には省略することができる。

（3）本様式は、遂行状況報告を兼ねる場合に使用する。

（4）農林畜水産業関係補助金等交付規則第4条に規定する「申請書の取下げ期日（交付の決定の通知を受けた日から起算して15日）」内に、概算払等の請求書を提出するときは、「なお、交付決定の内容及び附された補助条件については、異存ありません。」と追記すること。

令和〇〇年度水産関係民間団体事業補助金支払請求書
(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番号
年月日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿
官署支出官水産庁長官
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知）をもって補助金の交付決定（及びその変更）の通知のあった事業について、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第14の規定に基づき、下記のとおり請求する。

（なお、交付決定の内容及び附された補助条件については、異存ありません。）

記

1 支払請求額 金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円

2 振込金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

（注）農林畜水産業関係補助金等交付規則第4条に規定する「申請書の取下げ期日（交付の通決定の通知を受けた日から起算して15日）」内に、補助金支払請求書を提出するときは、「なお、交付決定の内容及び附された補助条件については、異存ありません。」と追記すること。

令和〇〇年度水産関係民間団体事業補助金実績報告書
(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿
官署支出官水産庁長官
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第15第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として漁業協定等実施費補助金〇〇〇〇〇円、海洋水産資源開発費補助金〇〇〇〇〇円、水産資源回復対策事業費補助金〇〇〇〇〇円、さけ・ます漁業協力事業費補助金〇〇〇〇〇円、中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金〇〇〇〇〇〇円、漁業経営維持安定資金利子補給等補助金〇〇〇〇〇円、漁業経営安定対策事業費補助金〇〇〇〇〇円、水産物加工・流通等対策事業費補助金〇〇〇〇〇円、水産業強化対策推進交付金〇〇〇〇〇円（の合計〇〇〇〇〇円）を請求する。）

記

（注）1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。

なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

2 なお、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、事業別様式の第5収支精算の2支出の部の備考欄に交付を完了した年月日を記載すること。

3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料 又は帳簿の写し及び支払経費の確認のため必要がある場合は、確認のための資料（例：契約書、請求書、領収書等の写し）を添付すること。

また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

4 併せて精算請求を行う場合は、宛名に「官署支出官水産庁長官 〇〇〇〇 殿」と追記すること。

令和〇〇年度水産関係民間団体事業補助金
の消費税仕入控除税額報告書
(〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇
変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、水産関係民間団体
事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第15第
3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1. 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2. 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した 消費税仕入控除税額	金	円
4. 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）金額確認のため、以下の資料を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の受取印等のあるもの。）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5. 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、その状況を記載

[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

6. 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合は、その理由を記載すること

[]

（注）記載内容確認のため、以下の書類を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、

すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの。）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印のあるもの。）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等の場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

令和〇〇年度水産関係民間団体事業補助金基金造成完了報告書
(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番号
年月日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知）をもって補助金の交付決定（及びその変更）の通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第16の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

記

- 1 基金の名称
- 2 基金造成により実施する事業の内容
- 3 基金造成の収支決算
 - (1) 収入の部（補助金） 〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
 - (2) 支出の部（基金造成額） 〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
- 4 造成完了年月日

別記様式第9号（第17第4項関係）

令和〇〇年度水産関係民間団体事業補助金国庫返納承認申請書
(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号－〇変更通知）をもって補助金の交付決定（及びその変更）の通知のあった事業について、下記のとおり国庫に返納したいので、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第17第4項の規定に基づき、承認を申請する。

記

1. 返納理由及び返納額

補助金の返納が生じた理由	返 納 金	備 考
	円	
合 計	円	

2. 添付書類

- (1) 返納が生じた理由及び金額の根拠が確認できる書類。
- (2) その他参考となる資料を添付すること。

令和〇〇年度水産関係民間団体事業特許権等出願届出書
(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番年月日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

〇〇水〇第〇〇〇号（注）

令和〇〇年〇月〇〇日
開発課題

特 許
実用新案

上記の補助事業に関して、下記のとおり 意匠 を出願しますので、水産関係民間団体事業補助金
品種登録
交付要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知）第 18 第 1 項の規定に基づ
き、届出します。

記

1 特 許

出願番号	出願年月日	發明の名称	特許出願人	發明者

2 実用新案

出願番号	出願年月日	考案の名称	実用の新案 登録出願人	考案者

3 意匠

出願番号	出願年月日	意匠に係る 物	意匠登録 出願人	發明者

4 品種登録

出願番号	出願年月日	出願品種の名称 (よみがな)	出願者	育成者

（注）は、交付決定通知の番号を記載すること。

別記様式第 11 号（第 18 第 2 項関係）

令和〇〇年度水産関係民間団体事業補助金特許権等取得届出書
(〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番号
年月日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印
〇〇水〇第〇〇〇号 (注)

令和〇〇年〇月〇〇日

開発課題

令和〇〇年〇月〇〇日付けで提出した、特許権等出願届出書記載のもののうち、下記のとおり
特許
実用新案 を取得しましたので、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成 10 年 4 月 8
意匠
育成者権
日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知）第 18 第 2 項の規定に基づき、届出します。

記

1 特許

出願番号	出願年月日	発明の名称	特許出願人	発明者

2 実用新案

出願番号	出願年月日	考案の名称	実用新案登録出願人	考案者

3 意匠

出願番号	出願年月日	意匠に係る物	意匠登録出願人	発明者

4 品種登録

出願番号	出願年月日	出願品種の名称 (よみがな)	出願者	育成者

(注) は、交付決定通知の番号を記載すること。

別記様式第12号（第22第3項関係）

財産管理台帳

事業実施主体名

事業実施年度	令和 年度	農林水産省所管 水産関係民間団体事業補助金 (○○○○○○○○○事業)
--------	-------	---

取得財産の内容			負担区分			処分制限期間		処分の状況		摘要
財産名	取得年月日	取得金額	国庫補助金	事業実施主体	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
合計										

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この様式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。